

伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成
29年7月制定）

伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成18年
10月制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和
39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1
号に規定する母子家庭自立支援給付金及び法第31条の1
0において読み替えて準用する法第31条第1号に規定す
る父子家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより，
個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発
の取組みを支援し，もって，母子家庭及び父子家庭の自立
の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱による自立支援教育訓練給付金（法第31
条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び
法第31条の10において読み替えて準用する法第31条
第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。
以下「訓練給付金」という。）の支給を受けることができる
者（以下「対象者」という。）は，市内に居住する母子家庭
の母（法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に
児童（20歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養し
ているものをいう。以下同じ。）又は父子家庭の父（法第6
条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養し
ているものをいう。以下同じ。）であって，次の各号のいず

れにも該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験，技能，資格の取得状況及び労働市場の状況などから判断して，次条に規定する教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 原則として，過去に訓練給付金を受給していないこと。

（対象講座）

第3条 本事業の対象講座は，次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門

資格の取得を目的とする講座に限る。)

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる講座を受講しようとする対象者で、当該講座の受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができないもの 当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは20万円とし、1万2,000円を超えない場合は零とする。)
- (2) 前条第3号に掲げる講座を受講しようとする対象者で、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの 当該対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が1万2,000円を超えない場合は零とする。)
- (3) 受講開始日において、前2号に該当しない対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教

育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が1万2,000円を超えない場合は零とする。）

（事前相談の実施）

第5条 市長は，受給要件の審査に際しては，事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件を把握しておくものとする。

2 前項の事前相談においては，母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種，職業生活の展望等を聴取するとともに，当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験，技能，取得資格等を的確に把握し，当該教育訓練を受講することにより，自立が効果的に図られると認められる場合にのみ，受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

（対象講座指定の申請）

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は，自らが受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を当該受講しようとする講座の受講開始前までに市長に提出し，あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 受講対象講座指定申請書には，次に掲げる書類を添えなければならない。ただし，これらの書類の内容を公簿等によって確認することができる場合は，添付書類の提出を省略することができる。

(1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸

籍 謄 本 又 は 抄 本 及 び 世 帯 全 員 の 住 民 票 の 写 し

- (2) 当 該 母 子 家 庭 の 母 又 は 父 子 家 庭 の 父 に 係 る 児 童 扶 養 手 当 証 書 の 写 し (当 該 母 子 家 庭 の 母 又 は 父 子 家 庭 の 父 が 児 童 扶 養 手 当 受 給 者 の 場 合 。 た だ し , 8 月 か ら 1 0 月 ま で の 間 に 申 請 す る 場 合 を 除 く 。) 又 は 当 該 母 子 家 庭 の 母 又 は 父 子 家 庭 の 父 の 前 年 (1 月 か ら 7 月 ま で の 間 に 申 請 す る 場 合 に は , 前 々 年) の 所 得 の 額 並 び に 扶 養 親 族 等 の 有 無 及 び 数 並 び に 所 得 税 法 (昭 和 4 0 年 法 律 第 3 3 号) に 規 定 す る 老 人 控 除 対 象 配 偶 者 , 老 人 扶 養 親 族 及 び 特 定 扶 養 親 族 の 有 無 及 び 数 に つ い て の 市 区 町 村 長 の 証 明 書 (所 得 税 法 に 規 定 す る 控 除 対 象 扶 養 親 族 (1 9 歳 未 満 の 者 に 限 る 。) が あ る 者 に あ っ て は , 1 6 歳 以 上 1 9 歳 未 満 の 控 除 対 象 扶 養 親 族 に 関 す る 申 立 書 (様 式 第 2 号) 及 び 当 該 控 除 対 象 扶 養 親 族 の 前 年 の 所 得 の 額 に つ い て の 市 区 町 村 長 の 証 明 書 を 含 む 。)

(受 給 要 件 の 審 査 , 対 象 講 座 の 指 定 等 に 関 す る 手 続)

第 7 条 市 長 は , 受 講 対 象 講 座 指 定 申 請 書 の 提 出 が あ っ た と き は , 受 給 要 件 の 審 査 を 行 い , 速 や か に 対 象 講 座 の 指 定 の 可 否 を 決 定 す る も の と す る 。

2 市 長 は , 受 給 要 件 の 審 査 に 当 た っ て は , 必 要 に 応 じ て 有 識 者 や 就 労 関 係 の 専 門 家 , 母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員 等 に 意 見 を 求 め , そ の 緊 急 性 や 必 要 性 を 考 慮 し て 判 定 す る も の と す る 。

3 市 長 は , 対 象 と す る 講 座 の 指 定 に つ い て は , 本 人 の 意 向 も 踏 ま え つ つ , 当 該 講 座 が 当 該 母 子 家 庭 の 母 又 は 父 子 家 庭

の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うとともに、必要に応じて講座の変更を助言するなどの的確な支援を行うものとする。

4 市長は、過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した等、他制度において本事業と同趣旨の給付金を受給した者から申請があったときは、当該他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、対象講座の指定を行うことができる。

5 市長は、訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合には、伊丹公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金要件回答書」によって受給資格を確認する。

6 市長は、第1項の規定による決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該決定に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。この場合において、対象講座の指定を可とする決定をしたときの通知は、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第3号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）によるものとする。

（訓練給付金の支給申請等）

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講終了日から起算して30日以内（専門実践教育訓練

給付金の支給を受けることができる対象者にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 訓練給付金の支給を受けようとする者は、支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、これらの書類の内容を公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市区町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づ

いて，受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(5) 教育訓練施設の長が，受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(6) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は，その額を証明する書類「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」

3 第6条の規定に関わらず，第4条第1項第2号の者のうち，受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり，かつ，支給要件を満たし，受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる者については，受講開始前に指定を受けていない場合においても，教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。
(支給の決定)

第9条 市長は，支給申請書の提出があったときは，その内容を審査し，速やかに支給の可否を決定しなければならない。なお，支給決定を行った場合には，支給額を算定し，併せてこれを本人に通知する。

2 前項の場合において，支給を可とする決定をしたときの通知は，自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第5号。以下「支給決定通知書」という。）によるものとする。
(請求)

第10条 前条第1項の通知を受けた者は，通知を受けとった日から30日以内に自立支援教育訓練給付金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による請求があったときは，速やかに自立支援教育訓練給付金を支給するものとする。

（周知・広報等）

第11条 市長は，必要に応じて，本制度について周知・広報を行い，必要な情報提供を行うとともに，母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら，必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。

2 市長は，本事業について教育訓練施設が必要な情報については，積極的に提供するものとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか，訓練給付金の支給に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成29年7月5日から施行し，この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は，平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成30年9月25日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から平成30年10月31日までの間に自立支援

教育訓練給付金についての申請があった場合は，平成30年8月1日以降における対象事業の利用について，みなし適用を遡及して行うことが出来るものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和3年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第2条，第6条第1項及び第8条第2項（同項第2号の規定を除く。）の規定は，令和3年8月以後の月分の自立支援教育訓練給付金の支給について適用し，同年7月以前の月分の当該自立支援教育訓練給付金の支給については，なお従前の例による。

付 則

この要綱は，令和4年5月11日から施行し，この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第4条第2項の規定は，同年4月1日以後に修了した対象教育訓練に係る自立支援教育訓練給付金について適用する。

付 則

この要綱は，令和5年2月2日から施行する。

付 則

この要綱は，令和5年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は，令和5年10月20日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付の受講資格がある・ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)	地方税上の扶養親族に該当する・しない	
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 年 月 日 (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特例一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当担当者が確認の上、証明します。その場合、児童扶養手当証明書を添付する必要はありません。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

伊丹市長 様

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	年
		月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話() -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
⑥所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 円
※			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

第 号
年 月 日

伊丹市長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金および受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)
- 支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特例一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」にこの通知書を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
		
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
		
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
地方税上の扶養親族に該当			する・しない
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 年 月 日 (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給申請期間は、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 3 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当担当者が確認の上、証明します。その場合、児童扶養手当証明書を添付する必要はありません。

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 年 月 日
号
(年)

様

伊丹市長

印

さきに申請のあった自立支援教育訓練給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

① 支給金額	円 (受講費用 円)
② 教育訓練施設の名称	
③ 教育訓練講座の名称	
④ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年) (年) (受講開始日) (受講修了日)
(備考)	

注 支給金額は、受講費用(入学金及び受講料の合計額)の 割相当額

様式第6号

自立支援教育訓練給付金請求書

金

円也

ただし、自立支援教育訓練給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

伊丹市長

様

住 所

氏 名

印